



Japan Central Accounting

**～改正通達、FAQを網羅的に解説～
多くの税理士が誤解している？保険税務**

日本中央税理士法人・(株)日本中央研修会
代表取締役 税理士 見田村元宣
☎03-3539-3047

1

**今回のセミナーで
ご理解頂きたいこと**

2

今回の改正通達

- 9-3-4 (養老保険に係る保険料)
- 9-3-5 (定期保険及び第三分野保険に係る保険料)
- 9-3-5の2 (定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い)
- 9-3-6 (定期付養老保険等に係る保険料)
- 9-3-6の2 (特約に係る保険料)
- 9-3-7 (保険契約の転換をした場合)
- 9-3-7の2 (払済保険へ変更した場合)
- (経過的取扱い...改正通達の適用時期)

3

今回の改正の本丸

最高解約返戻率
50%以下



9-3-5
(定期保険及び
第三分野保険に
係る保険料)

保険期間3年以上
最高解約返戻率
50%超



9-3-5の2
(定期保険等の
保険料に相当多額
の前払部分の保険
料が含まれる場合
の取扱い)

4

改正通達はいつから適用？

定期保険・第三分野保険

令和元年7月8日以後の契約～

- ①解約返戻金なし
- ②短期払い
- ③1人、年30万円以下

令和元年10月8日以後の契約～

※これらの日前の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料：改正前の取扱い

5

対象になる定期保険等と保険料

対象になる定期保険等	対象になる保険料
9-3-5 ～ 9-3-7の2	9-3-5 9-3-5の2
<u>特約</u> が付されているもの を <u>含む</u> 。	<u>特約</u> に係る保険料を <u>含まない</u> 。

参照：法人税基本通達9-3-5()書き

6

9-3-5 (定期保険及び 第三分野保険に係る保険料)

- 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする**定期保険**(一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、**特約が付されているものを含む。以下9-3-7の2までにおいて同じ。)**又は**第三分野保険**(保険業法第3条第4項第2号((免許))に掲げる保険(これに類するものを含む。)をいい、**特約が付されているものを含む。以下9-3-7の2までにおいて同じ。)**に加入してその保険料を支払った場合には、**その支払った保険料の額(特約に係る保険料の額を除く。以下9-3-5の2までにおいて同じ。)**については、**9-3-5の2((定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い))の適用を受けるものを除き**、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

7

9-3-5 (定期保険及び第三分野保険に係る保険料)

受取人	支払った保険料の取扱い	(注)2
保険金又は給付金の受取人が 法人	保険期間が終身の第三分野 ・保険期間が有期の第三分野 ・定期保険	① 保険期間の全期間において解約返戻金相当額のない ※1、 ② 短期払限定 ③ その事業年度に支払った1人の被保険者に係る保険料の額が30万円以下
保険金又は給付金の受取人が 被保険者又はその遺族	保険期間が終身の第三分野 ・保険期間が有期の第三分野 ・定期保険 <small>役員又は部長その他の特定の使用人(これらの者の親族を含む)のみを被保険者としている場合: 保険料の額はその役員又は使用人に対する給与</small>	※2 その支払日の属する事業年度の損金の額に算入できる。

- (注)1 保険期間開始日から被保険者の**年齢が116歳に達する日まで**を計算上の保険期間とする。
- ※1 ごく少額の払戻金がある場合を含む。
- ※2 1人の被保険者が2以上の上記保険に加入している場合: それぞれについて支払った保険料の額の合計額。

8

期間の経過に応じて損金算入とは？

支払い方法	その事業年度の損金算入額
全期払い	払込んだ保険料の額
短期払い	保険料総額 ÷ 保険期間

契約時年齢:66歳、保険種類:第三分野、保険期間:終身、払込期間:10年間
 年払保険料:50万円
 $(50万円 \times 10年間) \div (116歳 - 66歳) = 10万円$

保険年度	支払保険料	損金算入額	資産計上額	資産計上累積額
1	50万円	10万円	40万円	40万円
2	"	"	"	80万円
10	"	"	"	400万円
11	0円	"	0円	390万円
12	"	"	"	380万円
50(116歳)	"	"	"	0円

9

9-3-5の2

(定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の
 保険料が含まれる場合の取扱い)

- 保険期間: 3年以上 (定期保険、第三分野)
- 最高解約返戻率: 50%超
- 最高解約返戻率が 70%以下 で、かつ、年換算保険料相当額 (1人の被保険者につき2以上の定期保険等に加入している場合にはそれぞれの年換算保険料相当額の合計額) が 30万円以下 の保険に係る保険料: 9-3-5による。
- 年換算保険料相当額: $\text{保険料総額} \div \text{保険期間の年数}$

10

9-3-5の2
(定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の
保険料が含まれる場合の取扱い)

9-3-5の2

- ・3年以上
- ・50%超

70%以下、かつ、
年換算保険料相当額30万円以下
→ 9-3-5

11

9-3-5の2
(定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の
保険料が含まれる場合の取扱い)

- 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険(以下9-3-5の2において「定期保険等」という。)で最高解約返戻率が50%を超えるものに加入して、その保険料を支払った場合には、当期分支払保険料の額については、次表に定める区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。
- ただし、これらの保険のうち、最高解約返戻率が70%以下で、かつ、年換算保険料相当額(一の被保険者につき2以上の定期保険等に加入している場合にはそれぞれの年換算保険料相当額の合計額)が30万円以下の保険に係る保険料を支払った場合については、9-3-5の例によるものとする。

12

対象になる保険料

通達番号	対象になる保険料
9-3-5	<u>その支払った保険料の額</u>
9-3-5の2	<u>当期分支払保険料の額</u>
9-3-5の2	年換算保険料相当額

13

9-3-5 (定期保険及び第三分野保険に係る保険料)

受取人	支払った保険料の取扱い	(注)2
業種の属性となるもの(その1) 9-3-5の2 保険期間3年以上 50%超70%以下 年換算保険料相当額30万円以下	保険期間が終身の第三分野 ・保険期間が有期の第三分野 ・定期保険 原則として、期間(注)1の経過に応じて損金の額に算入。(注)2 原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入。(注)2 原則として、期間(注)1の経過に応じて損金の額に算入。(注)2 原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入。(注)2	①保険期間の全期間において <u>解約返戻金相当額の</u> ない※1、 ② <u>短期払限定</u> ③ <u>その事業年度に支払った1人の被保険者に係る保険料の額が30万円以下</u> ※2
業種の属性となるもの(その2) 9-3-5 50%以下 30万円の上限なし 全期払い=支払の都度、損金	保険期間が終身の第三分野 ・保険期間が有期の第三分野 ・定期保険 原則として、期間(注)1の経過に応じて損金の額に算入。(注)2 原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入。(注)2 役員又は部長その他の特定の使用人(これらの者の親族を含む)のみを被保険者としている場合:保険料の額はその役員又は使用人に対する <u>給与</u>	※2 <u>その支払日の属する事業年度の損金の額に算入できる。</u>

- (注)1 保険期間開始日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。
- ※1 ごく少額の払戻金がある場合を含む。
- ※2 1人の被保険者が2以上の上記保険に加入している場合:それぞれについて支払った保険料の額の合計額。

14

特約に係る保険料を支払った場合の取扱い

- 特約を付した養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等

特約の内容	特約保険料の取扱い
保険給付がある特約に係る保険料	主契約に係る保険料とは区別して、法基通9-3-4、9-3-5又は9-3-5の2の取扱いによる。
保険給付のない特約に係る保険料(例:保険料払込免除特約)	主契約に係る保険料に含めて各通達の取扱いによる。

- 参照:「FAQ」Q18

15

9-3-5

(定期保険及び第三分野保険に係る保険料)

受取人	支払った保険料の取扱い	(注)2
<p>業種の属性となるもの(その1)</p> <p>9-3-5の2</p> <p>保険期間3年以上</p> <p>50%超70%以下</p> <p>年換算保険料相当額30万円以下</p>	<p>保険期間が終身の第三分野</p> <p>原則として、期間(注1)の経過に応じて損金の額に算入。(注)2</p> <p>・保険期間が有期の第三分野</p> <p>原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入。(注)2</p>	<p>①保険期間の全期間において解約返戻金相当額のない※1、</p> <p>②短期払限定</p> <p>③その事業年度に支払った1人の被保険者に係る保険料の額が30万円以下</p>
<p>主契約・特約別々に考える?</p> <p>30万円 + 30万円?</p>	<p>保険期間が終身の第三分野</p> <p>原則として、期間(注1)の経過に応じて損金の額に算入。(注)2</p> <p>・保険期間が有期の第三分野</p> <p>原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入。(注)2</p> <p>・定期保険</p> <p>原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入。(注)2</p> <p>役員又は部長長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む)のみを被保険者としている場合:保険料の額はその役員又は使用人に対する給与</p>	<p>※2</p> <p>その支払日の属する事業年度の損金の額に算入できる。</p>

- (注)1 保険期間開始日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計
- ※1 ごく少額の払戻金がある場合を含む。
- ※2 1人の被保険者が2以上の上記保険に加入している場合:それぞれの合計額。

主契約・特約別々に考える?

30万円 + 30万円?

16

1人につき、120万円？の意味(例)

- 主契約(第三分野): 解約返戻金なし、短期払い、その事業年度に支払った額30万円
- この主契約に係る特約: 解約返戻金なし、短期払い、その事業年度に支払った額30万円
- 主契約(定期保険、全期払い): 解約返戻率が50%超70%以下、年換算保険料相当額30万円
- この主契約に係る特約(全期払い): 解約返戻率が50%超70%以下、年換算保険料相当額30万円
- 被保険者1人につき、年払い保険料120万円まで損金算入可能となる？

17

1人30万円以下の考え方

通達番号	取扱い
9-3-5 (注)2	一の被保険者につき2以上の解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に加入している場合にはそれぞれについて支払った保険料の額の合計額
9-3-5の2 本文	一の被保険者につき2以上の定期保険等に加入している場合にはそれぞれの年換算保険料相当額の合計額

18

特約に係る保険料や特別保険料を支払った場合、
(最高)解約返戻率はどよう計算するののか？

特約の内容	取扱い
保険給付がある特約に係る保険料	主契約に係る保険料とは区分。
保険給付のない特約に係る保険料(例: 保険料払込免除特約)、特別保険料	主契約に係る保険料に含める。

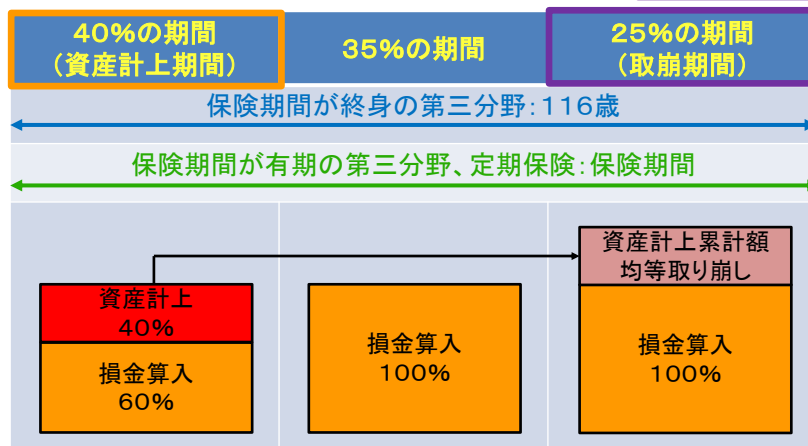
参照:「FAQ」Q6

19

9-3-5の2

(定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の
 保険料が含まれる場合の取扱い)

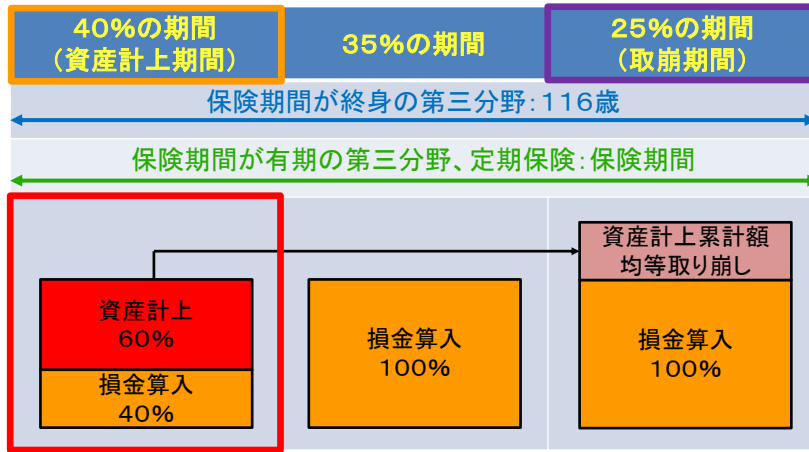
- 最高解約返戻率が50%超70%以下の契約 1月未満:切捨
- 損金算入額の推移は下記となる。 1月未満:切上



20

9-3-5の2
 (定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の
 保険料が含まれる場合の取扱い)

- 最高解約返戻率が70%超85%以下の契約 1月未満:切捨
- 損金算入額の推移は下記となる。 1月未満:切上



21

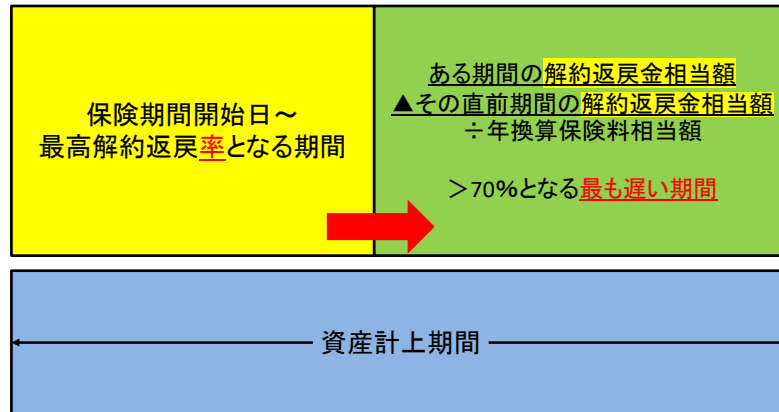
9-3-5の2
 (定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の
 保険料が含まれる場合の取扱い)

- 最高解約返戻率が85%超の契約 1月未満:切捨
- 損金算入額の推移は下記となる。 1月未満:切上



22

最高解約返戻率が85%超の区分となる場合の 資産計上期間の判定の補足



23

対象になる保険料の違い

通達番号	対象になる保険料
9-3-5	<u>その支払った保険料の額</u> については～
9-3-5の2	<u>当期分支払保険料の額</u> については～ その支払った保険料の額 のうち <u>当該事業年度に対</u> <u>応する部分</u> の金額。

24

9-3-5の2

(定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の
保険料が含まれる場合の取扱い)における用語の定義

- 保険期間: 保険契約に定められている契約日から満了日までをいい、当該保険期間の開始の日以後1年ごとに区分した各期間で構成
- 当期分支払保険料の額: その支払った保険料の額のうち当該事業年度に対応する部分の金額。



- 年換算保険料相当額: 保険料総額 ÷ 保険期間の年数

25

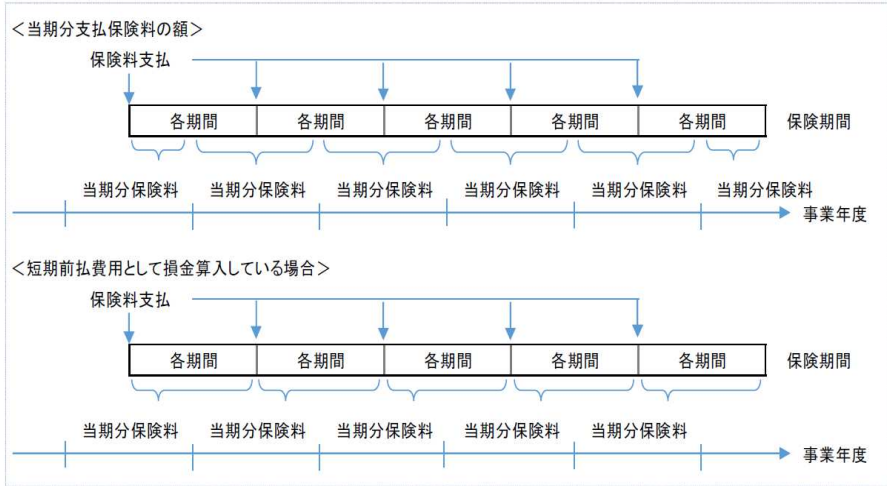
9-3-5の2

(定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の
保険料が含まれる場合の取扱い)

- 当期分支払保険料の額: その支払った保険料の額のうち当該事業年度に対応する部分の金額。
- 年払保険料につき、法基通2-2-14(短期前払費用)の適用をしている場合の当期分支払保険料の額の考え方は？

26

9-3-5の2
**(定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の
 保険料が含まれる場合の取扱い)**



参照:「FAQ」Q2

27

30万円以下について
9-3-5(注)2と9-3-5の2の違い

通達番号	この通達の対象になるかの 判定対象
9-3-5(注)2	<u>当該事業年度中に支払った保険料の額</u>
9-3-5の2	<u>年換算保険料相当額</u> (保険料総額÷保険期間の年数)

参照:「FAQ」Q15(注)

28

**当該事業年度に支払った保険料の額が30万円以下か否かは、
どのように判定するのか？**

- **一の被保険者**(例えば、代表取締役:甲)につき、**法基通9-3-5の(注)2**に定める「**解約返戻金相当額のない短期払**の定期保険又は**第三分野保険**」に複数加入している場合は、**保険会社やそれぞれの保険契約への加入時期の違いにかかわらず**、その全ての保険について**当該事業年度に支払った保険料の額を合計**して判定。
- 例: **年払保険料20万円**の無解約返戻金型**終身**医療保険(払込期間30年)と**年払保険料100万円**の無解約返戻金型**終身**がん保険(払込期間5年)に加入して**当該事業年度に保険料を支払った場合**、**いずれの保険料についても、同通達の(注)2の取扱い**は認められず、**それぞれの保険期間**(保険期間の開始から**116歳**までの期間)の経過に応じて**損金算入**。
- **役員又は部課長その他特定の使用人**(これらの者の親族を含む)のみを**被保険者**としている場合で、その保険料の額が当該役員又は使用人に対する**給与となるものは、判定に含める必要はない**。
- 参照:「FAQ」Q17

29

**当該事業年度に支払った保険料の額が30万円以下か否かは、
どのように判定するのか？**

- **事業年度の途中で**「**解約返戻金相当額のない短期払**の定期保険又は**第三分野保険**」の**追加加入**又は**解約等**をした場合の取扱い
- **追加加入**: **最初に加入した定期保険又は第三分野保険の年払保険料の額が30万円以下で、事業年度の途中で追加加入した定期保険又は第三分野保険について当該事業年度に支払った保険料の額との合計額が30万円超**となる場合には、当該事業年度に支払った**いずれの保険料についても、同通達の(注)2の取扱い**は認められず、**それぞれの保険期間**の経過に応じて**損金の額に算入する**。
- 参照:「FAQ」Q17

30

当該事業年度に支払った保険料の額が30万円以下か否かは、どのように判定するのか？

- **解約等**: 2つの定期保険又は第三分野保険に加入している場合で、事業年度の途中に一方の保険を解約等したことにより、当該事業年度に支払った保険料の合計額が30万円以下となるときには、当該事業年度に支払った保険料の額を当期の損金の額に算入することができる。
- **改正通達の適用日前に契約した「解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険」に係る支払保険料の額は判定に含める必要はない。**
- 参照:「FAQ」Q17

31

年換算保険料相当額が30万円以下か否かは、どのように判定するのか？

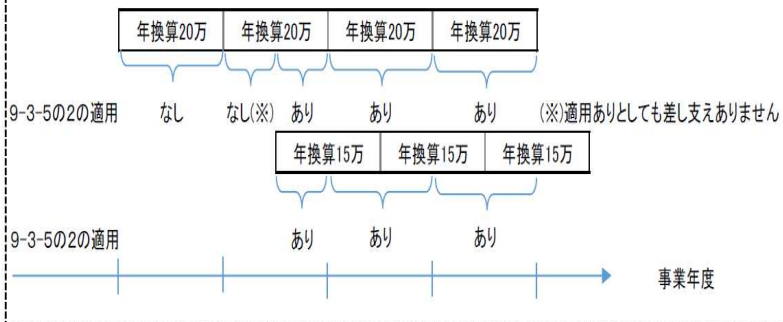
- **保険会社やそれぞれの保険契約への加入時期の違いに関係なく、一の者(例:代表取締役甲)を被保険者として、その法人が加入している全ての定期保険等に係る年換算保険料相当額の合計額で判定。**
- 注意点①: 合計額に含めるのは、**保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険で最高解約返戻率が50%超70%以下のもの**に係る年換算保険料相当額。
- 役員又は部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含みます。)のみを被保険者としている場合で、その保険料の額が当該役員又は使用人に対する**給与となるものは、判定に含める必要はない。**
- 参照:「FAQ」Q9

32

年換算保険料相当額が30万円以下か否かは、 どのように判定するのか？

- 事業年度の途中で上記①の定期保険等の追加加入又は解約等をした場合の取扱い

<途中加入した場合の適用関係>



参照:「FAQ」Q9

33

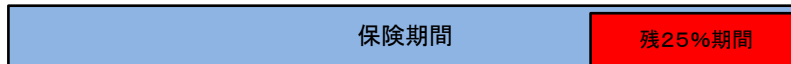
年換算保険料相当額が30万円以下か否かは、 どのように判定するのか？

- 追加加入
- 最初に加入した定期保険等に係る年換算保険料相当額が30万円以下で、当期に追加加入した定期保険等に係る年換算保険料相当額を合計した金額が30万円超となる場合には、最初に加入した定期保険等に係る当期分支払保険料の額のうちその追加加入以後の期間に対応する部分の金額については、法基通9-3-5の2の取扱いになる。
- 経理事務が煩雑となるため、追加加入した日を含む事業年度に係る当期分支払保険料の額の全額について同通達の取扱いによることとしている場合には、それでもOK。
- 参照:「FAQ」Q9

34

年換算保険料相当額が30万円以下か否かは、 どのように判定するのか？

- 途中解約等
- 2つの定期保険等に加入している場合で、事業年度の途中に一方の定期保険等を解約等したことにより、年換算保険料相当額の合計額が30万円以下となるときは、他の定期保険等に係る当期分支払保険料の額のうちその解約等以後の期間に対応する部分の金額については、法基通9-3-5の2の取扱いの適用はない。
- 経理事務が煩雑となるため、解約等した日を含む事業年度に係る当期分支払保険料の額の全額について同通達の取扱いによらないこともOK。
- 既往の資産計上額の累積額については、保険期間の100分の75相当期間経過後から、保険期間の終了の日までの取崩期間の経過に応じて取り崩す。



- その他
- 改正通達の適用日前に契約した定期保険等に係る年換算保険料相当額は判定に含める必要はない。
- 参照:「FAQ」Q9

35

年換算保険料相当額30万円以下

3年以上、最高解約返戻率50%超70%以下

9-3-5

①解約返戻金相当額なし、②短期払、③その事業年度に支払った1被保険者に係る保険料の額が30万円以下

↓はい

支払日の属する事業年度の損金の額に算入できる。

↓いいえ

原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入。

36

**30万円以下(1人の被保険者、保険会社を問わず)について
9-3-5(注)2と9-3-5の2の違い**

	解約返戻金	短期払	対象	30万円超の場合	給与となる保険料	追加加入解約等	改正前既契約
9-3-5(注)2 当該事業年度中に支払った保険料の額	ない※1	○	その事業年度中に支払った保険料総額	原則として、期間の経過に応じて損金※2	30万円の判定に含めなくてもOK	その事業年度中に支払った保険料総額	判定に含めず
9-3-5の2 年換算保険料相当額	50%超 70%以下	—	保険期間が3年以上の年換算保険料相当額	・9-3-5の2の適用 ・60%損金	”	区分	”

※1 ごく少額の払戻金がある場合を含む。

※2 保険期間が終身の第三分野: **保険期間開始日から被保険者の年齢が116歳に達する日まで**が計算上の保険期間

参照:「FAQ」Q9、17(注)

37

**年間保険料30万円以下(1人の被保険者、
保険会社を問わず)についての注意点**

契約者:法人、被保険者:役員、従業員、保険金・給付金の受取人:法人

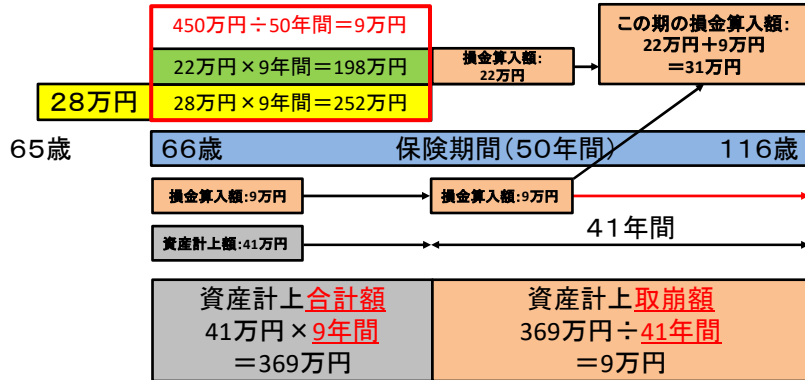
	最高解約返戻率	短期払	対象	経理処理	適用日
契約A	ない(ごく少額の払戻金がある場合を含む)	○	その事業年度中に支払った保険料総額	支払った保険料が損金	2019年10月8日~
契約B	50%超 70%以下	—	保険期間が3年以上の年換算保険料相当額	年換算保険料相当額が損金 =支払った保険料が損金	2019年7月8日~

契約Aの30万円と契約Bの30万円は**合算しない。**

38

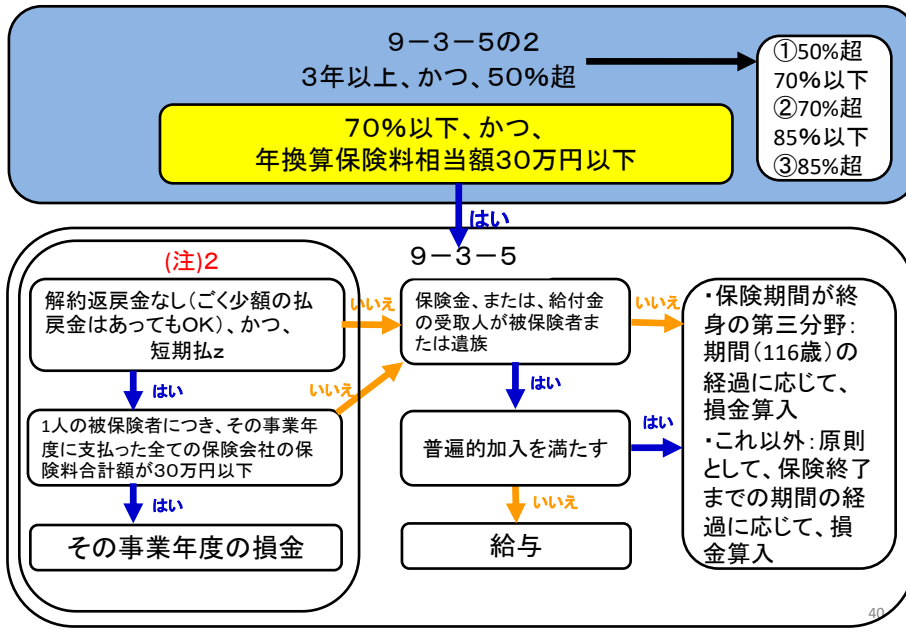
契約A(年払保険料30万円以下)について 追加加入があった場合の損金算入額

- 保険種類: 第三分野保険
- 保険期間: 終身
- 初年度の契約: 65歳、年払保険料28万円(10年間)
- 次年度の契約: 66歳、年払保険料22万円(10年間)



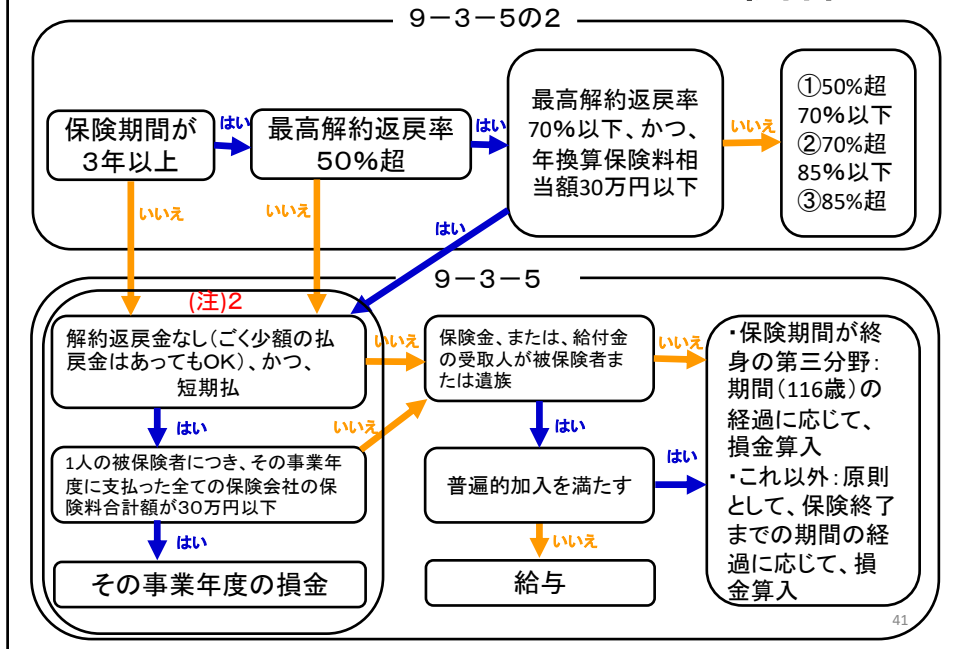
39

9-3-5と9-3-5の2の関係



40

9-3-5と9-3-5の2の関係



「ごく少額の払戻金」とは？

- 現行の終身保障の第三分野保険のなかには、払込期間終了以後、ごく少額の解約返戻金や死亡保険金が支払われる商品や、保険期間中にごく少額の健康祝金や出産祝金などが支払われる商品が多くあり、ごく少額の払戻金しかない商品は、解約返戻金相当額のない保険に含まれる。
- 「ごく少額の払戻金」の範囲：現行の商品では、入院給付金日額などの基本給付金額(5千円～1万円程度)の10倍としている商品が多いようであり、このような払戻金は、一般的にはごく少額のものと考えられる。
- ごく少額か否かは、支払保険料の額や保障に係る給付金の額に対する割合などを勘案して個別に判断する(廃止された、いわゆる「がん保険通達」と考え方が変わるものではない。)
- 参照:「FAQ」Q16

42

保険金又は給付金の受取人が 被保険者又はその遺族

- 9-3-5(2)
- 9-3-5の2の(注)6
- 特定の者であれば、給与課税
- 「保険金又は給付金」という表現をどう考えるのか？
- 保険金に高度障害保険金は含まれる？
- 保険料が区分された保険商品もある。

43

組込型保険の取扱い

- 死亡保障と第三分野保障がセットとなっているが、保険料が区分されていない、いわゆる「組込型保険」の取扱いについては、今回の改正通達には記載されなかったが、その後、国税庁からの連絡により、死亡保険金と第三分野保障(三大疾病保障、介護保障等)に対する保険金額が同水準であり、保険期間が終身のものについては、次のように取り扱うことが確認されている。
- これらの保険の支払保険料については、改正後の法人税基本通達9-3-5又は9-3-5の2の取扱いが適用される。
- ただし、これらの保険の解約返戻金については、養老保険と類似した推移を示すことから、改正後の通達の取扱いを適用せずに、改正後の法人税基本通達の9-3-4(1)の取扱いに準じて経理処理を行うことは差し支えない。
- 出典:「保険税務のすべて」(新日本保険新聞社)

44

法人税基本通達9-3-4 (養老保険に係る保険料)

- (1) 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする養老保険(被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、特約が付されているものを含むが、9-3-6に定める定期付養老保険等を含まない。以下9-3-7の2までにおいて同じ。)に加入してその保険料(令第135条《確定給付企業年金等の掛金等の損金算入》の規定の適用があるものを除く。以下9-3-4において同じ。)を支払った場合には、その支払った保険料の額(特約に係る保険料の額を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。
 - (1) **死亡保険金**(被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。以下9-3-4において同じ。)及び**生存保険金**(被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。以下9-3-4において同じ。)の**受取人が当該法人**である場合 その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時までは**資産に計上**するものとする。

45

9-3-5の2 (定期保険等の**保険料に相当多額の前払部分の** **保険料が含まれる場合の取扱い**)

- **資産計上期間**に関する注意事項
 - **当該事業年度の中途**で次表の**資産計上期間が終了する場合には、資産計上額については、当期分支払保険料の額を当該事業年度の月数で除して当該事業年度に含まれる資産計上期間の月数(1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨て)を乗じて計算した金額**により計算する。
 - 例: 5か月21日 → 当期分支払保険料の額 × 5/12
 - 損金算入額 = 当期分支払保険料の額 × 7/12
-
- 当該事業年度の中途で**資産計上額の欄の「保険期間の開始の日から、10年を経過する日」**が到来する場合は**資産計上額も同様。**

46

9-3-5の2

(定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の 保険料が含まれる場合の取扱い)

- 最高解約返戻率が85%超の資産計上期間の注意事項
- 資産計上期間: 保険期間開始日～最高解約返戻率となる期間の終了日
- 上記期間経過後のいずれかの期間において、「(ある期間における解約返戻金相当額-その直前の期間における解約返戻金相当額)÷年換算保険料相当額>70%」という期間がある場合: 70%超となる最も遅い期間
- 「最高解約返戻率となる期間」、「解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間」が複数: 最も遅い期間
- 最高解約返戻率となる期間が極めて早期に到来し、その後、解約返戻率が急減するような商品: 資産計上期間は最低5年間
- (注)資産計上期間(×保険期間): 5年未満 → 保険期間開始日～5年を経過する日
- → 保険期間: 10年未満の場合 → 保険期間開始日～保険期間の50%を経過する日
- 例: 資産計上期間が3年、保険期間が8年: 資産計上期間は4年
- 参照: 「FAQ」Q10

47

9-3-5の2

(定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の 保険料が含まれる場合の取扱い)

- 最高解約返戻率が85%超の取崩期間(1月未満の端数: 端数切上)における注意事項
- 解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間経過後～保険期間の終了日
- 資産計上期間が前スライド(注)に該当する場合: 「(注)による資産計上期間経過後～保険期間終了日」が取崩期間となる。



- 資産計上期間→真ん中の期間なし→取崩期間
- 例: 保険期間が8年: 資産計上期間4年、取崩期間4年

48

9-3-5の2

(定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の 保険料が含まれる場合の取扱い)

- 最高解約返戻率が85%超の区分となる場合の資産計上期間の欄や取崩期間の欄にある「期間」とは？
- 保険期間(保険契約に定められている契約日から満了日までの期間をいい、当該保険期間の開始の日(契約日)以後1年ごとに区分した各期間で構成)を基に資産計上期間及び取崩期間を設定し、各事業年度に資産計上期間又は取崩期間があるか否かにより、当期分支払保険料の額の取扱いを定めている。
- 資産計上期間の欄や取崩期間の欄にある「期間」:保険期間の開始の日(契約日)以後1年ごとに区分した各期間のうち特定の期間(例えば、「最高解約返戻率となる期間」や「解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間」など)のことをいい、当該法人の各事業年度とは異なる。
- 参照:「FAQ」Q3

49

9-3-5の2

(定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の 保険料が含まれる場合の取扱い)

- 当期分支払保険料の額:支払った保険料の額のうち当該事業年度に対応する部分の金額。
- 一定期間分の保険料の額の前払をしたとき(例①前納制度を利用して前納金を支払った場合、例②保険料を短期払した場合):その全額を資産に計上し、資産に計上した金額のうち当該事業年度に対応する部分の金額が、当期分支払保険料の額として法基通9-3-5の2の本文の取扱いによる。
- 参照:「FAQ」Q2

50

前納制度を利用して前納した場合、
 保険料を短期払いした場合、
 (最高)解約返戻率はどう計算するのか？

- 前納: 各期間の保険料として充当されることとなる部分の額の合計額を分母とし、その合計額に係る解約返戻金相当額を分子として(最高)解約返戻率を計算。

$$\frac{\text{分母の合計額に係る解約返戻金相当額}}{\text{各期間の保険料として充当される部分の合計額}}$$

全期前納: 2,000万円、保険期間: 20年

保険年度	充当保険料	解約返戻金
1	100万円	50万円(50%)
2	200万円	120万円(60%)
3	300万円	210万円(70%)
4	400万円	320万円(80%)
以下、省略	以下、省略	以下、省略

参照:「FAQ」Q5 51

前納制度を利用して前納した場合、
 保険料を短期払いした場合、
 (最高)解約返戻率はどうに計算するのか？

- 短期払い: 各期間までに実際に支払う短期払込の保険料の額の合計額を分母とし、その合計額に係る解約返戻金相当額を分子として(最高)解約返戻率を計算。

$$\frac{\text{分母の合計額に係る解約返戻金相当額}}{\text{各期間までに実際に支払う短期払保険料の合計額}}$$

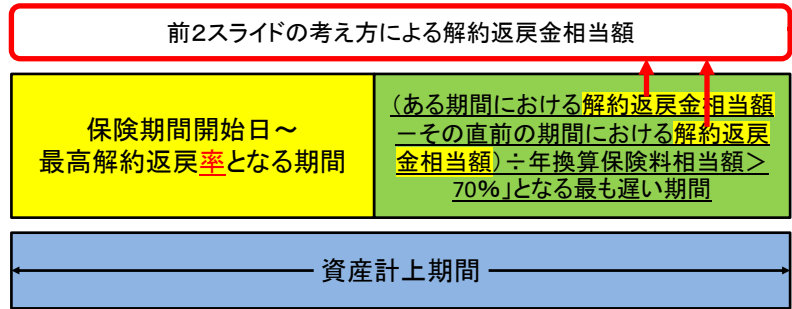
短期払い: 3年間

保険年度	保険料累計額	解約返戻金
1	100万円	50万円(50%)
2	200万円	120万円(60%)
3	300万円	210万円(70%)
4	〃	240万円(80%)
以下、省略	以下、省略	以下、省略

参照:「FAQ」Q5 52

前納制度を利用して前納した場合、
 保険料を短期払いした場合、
 (最高)解約返戻率はどう計算するのか？

- 最高解約返戻率が85%超の区分となる場合の資産計上期間の判定



- 上記のことを踏まえた解約返戻金相当額が保険会社から示されるものと考えられる。
- 参照:「FAQ」Q5

53

最高解約返戻率が85%超の区分となる場合の
 資産計上期間の判定の補足

保険年度	年齢	保険料累計	解約返戻金	解約返戻率
36	66	20,079,000	18,578,000	92.5%
37	67	〃	18,594,000	92.6%
38	68	〃	18,606,000	92.6%
39	69	〃	18,612,000	92.6%
40	70	〃	18,612,000	92.6%
41	71	〃	18,606,000	92.6%

54

(最高)解約返戻率の計算、
最高解約返戻率が85%超の区分となる場合の
資産計上期間の判定に用いる「解約返戻金相当額」とは？

- 契約時に保険会社から各期間の解約返戻金相当額として保険契約者に示された金額(「〇年目の解約返戻金△△円」などと示された金額)による。
- 各保険商品の標準例としてパンフレット等に記載された金額ではなく、保険設計書等に記載される個々の契約内容に応じて設定される金額。
- 参照:「FAQ」Q4

55

解約返戻率の端数処理は？

- $\text{解約返戻率} = \text{解約返戻金相当額} \div \text{これを受けることとなるまでの間に支払う保険料の額の合計額}$
- 原則として、端数の切捨て等を行わずに最高解約返戻率を計算。
- 現状、各保険会社は小数点1位までの数値により解約返戻率を通知しているという実務や経理事務の簡便性を考慮し、小数点2位以下の端数を切り捨てて計算した解約返戻率が保険設計書等に記載されている場合には、その解約返戻率を用いて最高解約返戻率の区分を判定することもOK。
- 参照:「FAQ」Q4

56

資産計上割合の端数処理は？

- 9-3-5の2による資産計上額(85%超) = 当期分支払保険料の額 × 最高解約返戻率 × 70%(90%)
- 資産計上額が計算できればOKで、資産計上割合の計算(端数処理)は必要ない
- 保険会社(数社)においては、小数点第2位以下を切り上げるシステムになっているとのこと。
- 例: 105円 × 75.2322% = 78.99381円 → **78円**
- 例: 105円 × 75.3%(2位以下切上げ) = 79.065円 → **79円**
- 経理処理には1円のズレが出るケースもあり得るが、税額計算にはほぼ影響なし。

57

9-3-5の2本文

最高解約返戻率	資産計上額
50%超 70%以下	当期分支払保険料の額に100分の40を乗じて計算した金額
70%超 85%以下	当期分支払保険料の額に100分の60を乗じて計算した金額
85%超	当期分支払保険料の額に最高解約返戻率の100分の70(保険期間の開始の日から、10年を経過する日までは、100分の90)を乗じて計算した金額

58

(最高)解約返戻率の考え方

- 寄せられた意見
- 最高解約返戻率を算定するに当たり、払込方法(年払・半年払・月払)により解約返戻金額が異なる場合があるが、年単位で判定してよいか。
- 国税庁の意見
- (最高)解約返戻率は、保険契約時において契約者に示された解約返戻金相当額を用いて算定することとしていますので、契約時に選択した払込方法(年払・半年払・月払)に応じて示された解約返戻金相当額を用いて算定することとなります。
- 参照:「パブリックコメントに対する国税庁の意見」P7

59

契約者配当の額、生存給付金、無事故給付金などは解約返戻金相当額に含まれるのか?

払戻金の内容	解約返戻金相当額に含めるか?
契約者配当の額	<p><u>含めない。</u></p> <p>※過去の契約者配当の実績を踏まえた<u>予想配当額が示されている場合でも含めない。</u></p> <p>※契約時に、契約者配当が確実に見込まれているような場合は含める。</p>
「 <u>生存給付金</u> 」 「 <u>無事故給付金</u> 」	<p><u>含める。</u></p> <p>※「解約返戻金」として示す金額と「生存給付金」や「無事故給付金」とを区分して表示している場合には、これらの金額を合計</p>

参照:「FAQ」Q7

60

法人税基本通達9-3-8(契約者配当)

- 法人が生命保険契約(適格退職年金契約に係るものを含む。)に基づいて支払を受ける契約者配当の額については、その通知(据置配当については、その積立てをした旨の通知)を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるが、当該生命保険契約が9-3-4の(1)に定める場合に該当する場合(9-3-6の(2)により9-3-4の(1)の例による場合を含む。)には、当該契約者配当の額を資産に計上している保険料の額から控除することができるものとする。
- (注)
- 1 契約者配当の額をもっていわゆる増加保険に係る保険料の額に充当することになっている場合には、その保険料の額については、9-3-4から9-3-6までに定めるところによる。
- 2 据置配当又は未収の契約者配当の額に付される利子の額については、その通知のあった日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるから留意する。

61

変額保険、外貨建て保険などの取扱い

保険の内容	解約返戻金相当額の取扱い
「 <u>変額保険</u> 」 「 <u>積立利率変動型保険</u> 」	<u>契約時に示される予定利率</u> を用いて計算されたもの
「 <u>外貨建て保険</u> 」	<u>契約時の為替レート</u> を用いて計算されたもの
「 <u>健康増進型保険</u> 」	・ <u>商品の内容により個別判断</u> ・ <u>将来の達成が不確実な事由</u> (例:毎日1万歩歩くなど)によって、 <u>キャッシュバックが生じたり支払保険料等が変動</u> するような商品: <u>キャッシュバックが生じないあるいは支払保険料等の変動がないものとして、契約時に示される解約返戻金相当額とこれに係る保険料によって(最高)解約返戻率を計算</u>

参照:「FAQ」Q8

62

「契約内容の変更」とは？

- ・ 解約返戻率の変動を伴う契約内容の変更や保険期間の変更は、原則として、「契約内容の変更」に当たる。

「契約内容の変更」に該当	「契約内容の変更」に該当しない
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>払込期間の変更</u> (全期払(年払・月払)を短期払に変更する場合等) ・ <u>特別保険料の変更</u> ・ <u>保険料払込免除特約の付加・解約</u> ・ 保険金額の増額、減額又は契約の一部解約に伴う<u>高額割引率の変更により解約返戻率が変動</u> ・ <u>保険期間の延長・短縮</u> ・ 契約書に記載した年齢の誤りの訂正等により保険料が変動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>払込方法の変更</u> (月払を年払に変更する場合等) → 「月払い⇔年払い」で85%をまたぐことあり。 ・ 払込経路の変更 (口座振替扱いを団体扱いに変更する場合等) ・ 前納金の追加納付 ・ 契約者貸付 ・ <u>保険金額の減額(部分解約)</u> ・ <u>保険給付のある特約</u>に追加加入(特約の付加に伴う高額割引率の変更により主契約の保険料が変動するようなことがない場合) ・ 契約の<u>転換</u> ・ <u>払済保険</u>への変更 ・ 契約の<u>更新</u> ・ <u>将来の達成が不確実な事由</u> (例: 毎日1万歩歩くなど) により、<u>キャッシュバックが生じたり、支払保険料等が変動</u>

63

「契約内容の変更」に該当する場合の処理

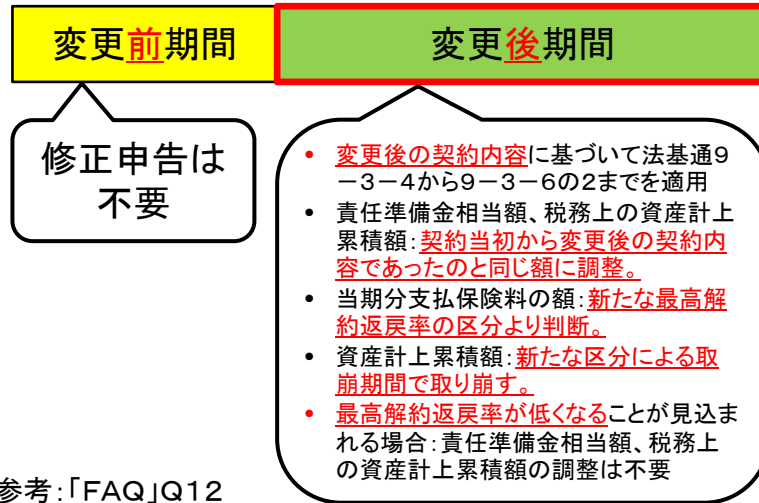
責任準備金※		税務上の資産計上累積額
追加払い	<u>損金</u>	<u>契約当初から変更後の契約内容</u> であった場合と同じ額となる。
払戻し	<u>益金</u>	

※保険会社が将来の保険金や解約返戻金を支払うために積み立てておく準備金

参照:「FAQ」Q12

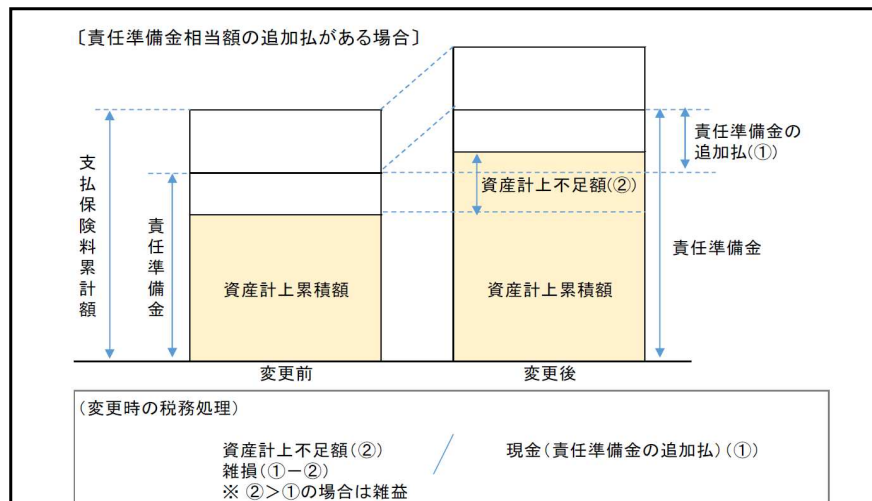
64

「契約内容の変更」に該当する場合の処理



65

「契約内容の変更」に該当する場合の処理



参照：「FAQ」Q12

66

養老保険の期間延長について

- 期間延長前後の保険積立金の差額を取り崩す

借方		貸方	
現金・預金	×××	保険積立金	×××
		雑収入	×××

- 従来は責任準備金の過不足の精算の経理処理については規定が無かったが、法人税基本通達9-3-5の2が定められたことにより、精算されることになった。本通達は定期保険等に関する通達であるが、養老保険に関しても同様の取扱いをするべきと考える。

67

期間の短縮、延長と責任準備金

保険の種類	期間	責任準備金
長期平準定期保険	短縮	もらう
	延長	支払う
養老保険	短縮	支払う
	延長	もらう

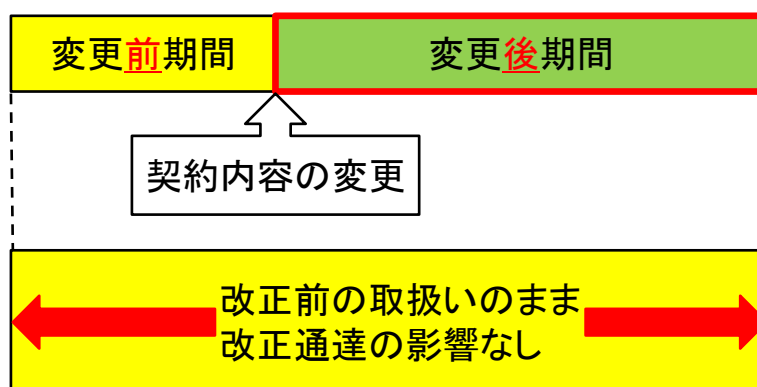
68

「契約内容の変更」に該当する場合の処理

- 調整後の最高解約返戻率が85%以下の場合で、最高解約返戻率の区分に変更がないときには、資産計上期間や資産計上割合は変わらないので、責任準備金相当額の精算のみを行う処理もOK。
- 参照:「FAQ」Q12

69

改正通達の適用日前の契約につき、適用日後に「契約内容の変更」があった場合



参照:「FAQ」Q13

70

改正前既契約につき、 改正通達適用後に転換等があると？

内容	取扱い
転換	転換後契約は改正通達の適用あり。 (理由) 既契約の保険契約を新たな契約に切り替えるものだから。
払い済み	払済後契約は改正通達の適用あり。
更新	更新後契約は改正通達の適用あり。 保障内容に変更のない自動更新: 改正前の取扱いでOK。
保険給付のある特約の付加	・特約に関する保険料: 改正通達の適用あり。 ・主契約(改正前既契約): 改正通達の適用なし。

参照:「FAQ」Q14 71

払済保険へ変更した場合

- 9-3-7の2
- 法人が既に入っている生命保険をいわゆる払済保険に変更した場合には、原則として、その変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産に計上している保険料の額(以下9-3-7の2において「資産計上額」という。)との差額を、その変更した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、既に入っている生命保険の保険料の全額(特約に係る保険料の額を除く。)が役員又は使用人に対する給与となる場合は、この限りでない。
- (注)1 養老保険、終身保険、定期保険、第三分野保険及び年金保険(特約が付加されていないものに限る。)から同種類の払済保険に変更した場合に、本文の取扱いを適用せずに、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める。
- 2 本文の解約返戻金相当額については、その払済保険へ変更した時点において当該変更後の保険と同一内容の保険に加入して保険期間の全部の保険料を一時払いしたもとして、9-3-4から9-3-6までの例(ただし、9-3-5の2の表の資産計上期間の欄の(注)を除く。)により処理するものとする。
- 3 払済保険が復旧された場合には、払済保険に変更した時点で益金の額又は損金の額に算入した金額を復旧した日の属する事業年度の損金の額又は益金の額に、また、払済保険に変更した後に損金の額に算入した金額は復旧した日の属する事業年度の益金の額に算入する。

72

払済保険へ変更した場合

- 払済保険へ変更した場合の取扱い(法基通9-3-7の2)
- 法人契約の生命保険を払済保険に変更した場合、原則として、変更時の解約返戻金相当額と資産計上額との差額をその事業年度の益金又は損金の額に算入する、いわゆる「洗替経理処理」を行うことになっている。ただし、養老保険、年金保険、終身保険から同種類の払済保険に変更した場合には洗替経理処理をせずに、既往の資産計上額をそのまま計上することが認められている。
- 今回の改正により、この洗替経理処理しなくてもよい生命保険として、定期保険、第三分野保険が追加された。これにより、定期保険、第三分野保険から同種類の払済保険に変更する場合も洗替経理処理しなくてもよいことになる。しかし、「**同種類の**」という部分には**不明な点が残っている**。**逦増定期保険、低減定期保険、長期平準定期保険が同種類か**という違和感があるという意見が示されているが、詳細については**改めて整理される予定**となっている。
- なお、この定期保険、第三分野保険から同種類の払済保険への変更についての改正通達の取扱いが、適用日前の契約を適用日以後に払済保険へ変更した場合にも適用されるかどうかについては、弊社から国税庁へ照会を行い、**適用日前の契約であっても改正後の取扱いが適用される**旨の回答を得ている。
- 出典:「保険税務のすべて」(新日本保険新聞社)

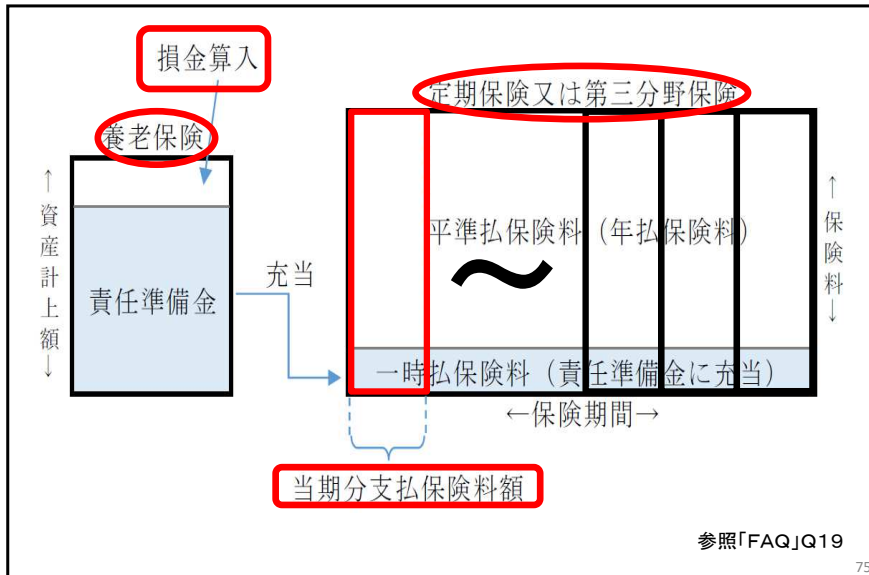
73

「契約の転換」について

- 9-3-7(保険契約の転換をした場合)
- 法人がいわゆる契約転換制度によりその加入している**養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等を他の養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等**(以下9-3-7において「**転換後契約**」という。)に**転換した場合**には、資産に計上している保険料の額(以下9-3-7において「**資産計上額**」という。)のうち、**転換後契約の責任準備金に充当される部分の金額**(以下9-3-7において「**充当額**」という。)を**超える部分の金額**をその**転換をした日の属する事業年度の損金の額に算入することができるものとする**。この場合において、**資産計上額のうち充当額に相当する部分の金額**については、その**転換のあった日に保険料の一時払い**をしたものとして、転換後契約の内容に応じて**9-3-4から9-3-6の2までの例**(ただし、9-3-5の2の表の資産計上期間の欄の(注)を除く。)による。

74

「契約の転換」について



75

現在加入している養老保険を定期保険、第三分野保険に転換した場合の転換後契約の取扱い

- 養老保険の保険料について資産計上した金額のうち、転換後の定期保険又は第三分野保険の責任準備金に充当される部分の金額(充当額)を超える部分の金額を転換日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。
- 充当額に相当する部分の金額: 転換後の定期保険又は第三分野保険に係る保険料の一時払いをしたものとして、法基通9-3-5及び9-3-5の2の例によることとなる。
- その充当額(転換価格)の全額
- を資産に計上し、資産計上した金額のうち転換後の各事業年度に対応する部分の金額が当期分支払保険料の額として法基通9-3-5の2の本文の取扱いによる。
- 転換後契約につき、充当額(転換価格)のほかに平準保険料を支払う場合は、この平準保険料を合わせた額を当期分支払保険料の額として法基通9-3-5の2の本文の取扱いによる。
- 転換後契約に係る(最高)解約返戻率: 転換時に保険会社から示される転換後契約に係る解約返戻金相当額÷これを受けることとなるまでに支払う保険料の額の合計額
- 契約の転換は、既契約の保険契約を新たな契約に切り替えるものですので、転換のあった日を保険期間の開始の日として資産計上期間や取崩期間を判定することとなりますが、転換後の定期保険又は第三分野保険の最高解約返戻率が85%超の区分となる場合でも、同通達の表の資産計上期間の欄の(注)に定める資産計上期間を最低でも5年間とする取扱いの適用はない。
- 参照:「FAQ」Q19

76

長期傷害保険について

改正通達の適用日【前】の契約	改正通達の適用日【以後】の契約
文書回答事例「長期傷害保険(終身保障タイプ)に関する税務上の取扱いについて」(平成18年4月28日回答)	<ul style="list-style-type: none"> ・第三分野保険 ・改正後の取扱い

参照:「FAQ」Q20

77

生命保険に加入しない場合との比較

- 毎期の利益100、年払保険料80、10年間支払って解約、単純返戻率85%、税率30%
- 保険に加入しない場合
- $100 \times (1 - 30\%) \times 10年 = \underline{700(退職金原資)} \rightarrow \underline{損金700}$
- 最大額の保険料を支払った場合
- 利益: $100 - (80 \times 40\%) = 68$
- 納税: $68 \times 30\% = 20.4$
- 解約返戻金: $80 \times 10年間 \times 85\% = \underline{680(退職金原資)}$
- 資産計上額: $80 \times 10年間 \times 60\% = 480 \rightarrow \underline{損金480}$
- 課税繰延額: $(80 \times 40\%) \times 30\% \times 10年間 = 96$
- 実質返戻率: $(680 + 96) \div 800 = \underline{97\%}$

生命保険に加入しない場合との比較

- 毎期の利益100、年払保険料74、10年間支払って解約、単
純返戻率90%、税率30%
- 保険に加入しない場合
- $100 \times (1 - 30\%) \times 10年 = \underline{700(退職金原資)} \rightarrow \underline{損金700}$
- 最大額の保険料を支払った場合
- 利益: $100 - (74 \times 19\%) = 85.94$
- 納税: $85.94 \times 30\% \doteq 25.78$
- 解約返戻金: $74 \times 10年間 \times 90\% = \underline{666(退職金原資)}$
- 資産計上額: $74 \times 10年間 \times 81\% \doteq 599 \rightarrow \underline{損金599}$
- 課税繰延額: $(74 \times 19\%) \times 30\% \times 10年間 = 42.18$
- 実質返戻率: $(666 + 42.18) \div 740 = \underline{95.7\%}$

生命保険に加入しない場合との比較

- 毎期の利益100、年払保険料73、10年間支払って解約、単
純返戻率95%、税率30%
- 保険に加入しない場合
- $100 \times (1 - 30\%) \times 10年 = \underline{700(退職金原資)} \rightarrow \underline{損金700}$
- 最大額の保険料を支払った場合
- 利益: $100 - (73 \times 14.5\%) = 89.415$
- 納税: $89.415 \times 30\% \doteq 26.82$
- 解約返戻金: $73 \times 10年間 \times 95\% = \underline{693.5(退職金原資)}$
- 資産計上額: $73 \times 10年間 \times 85.5\% \doteq 624 \rightarrow \underline{損金624}$
- 課税繰延額: $(73 \times 14.5\%) \times 30\% \times 10年間 = 31.755$
- 実質返戻率: $(693.5 + 31.755) \div 730 = \underline{99.35\%}$

生命保険に加入しない場合との比較

- 毎期の利益100、年払保険料72、10年間支払って解約、単純返戻率100%、税率30%
- 保険に加入しない場合
- $100 \times (1 - 30\%) \times 10年 = 700$ (退職金原資) → 損金700
- 最大額の保険料を支払った場合
- 利益: $100 - (72 \times 10\%) = 92.8$
- 納税: $92.8 \times 30\% = 27.84$
- 解約返戻金: $72 \times 10年間 \times 100\% = 720$ (退職金原資)
- 資産計上額: $72 \times 10年間 \times 90\% = 648$ → 損金648
- 課税繰延額: $(72 \times 10\%) \times 30\% \times 10年間 = 21.6$
- 実質返戻率: $(720 + 21.6) \div 720 = 103\%$

生命保険に加入しない場合との比較

- 毎期の利益100、年払保険料72、10年間支払って解約、単純返戻率105%、税率30%
- 保険に加入しない場合
- $100 \times (1 - 30\%) \times 10年 = 700$ (退職金原資) → 損金700
- 最大額の保険料を支払った場合
- 利益: $100 - (71.17 \times 5.5\%) = 96.08$
- 納税: $96.08 \times 30\% = 28.82$
- 解約返戻金: $71.17 \times 10年間 \times 105\% = 747.2$ (退職金原資)
- 資産計上額: $71.17 \times 94.5\% \times 10年間 = 672.5$
→ 損金672.5
- 課税繰延額: $(71.17 \times 5.5\%) \times 30\% \times 10年間 = 11.74$
- 実質返戻率: $(747.28 + 11.74) \div 711.7 = 106.6\%$

生命保険に加入しない場合との比較

- 毎期の利益100、年払保険料70、10年間支払って解約、単純返戻率110%、税率30%
- 保険に加入しない場合
- $100 \times (1 - 30\%) \times 10年 = 700$ (退職金原資) → 損金700
- 最大額の保険料を支払った場合
- 返戻率110% \times 90% = 99.9% が資産計上割合 (100%とする)
- 利益: $100 - (70 \times 0\%) = 100$
- 納税: $100 \times 30\% = 30$
- 解約返戻金: $70 \times 10年間 \times 110\% = 770$ (退職金原資)
- 資産計上額: $70 \times 100\% \times 10年間 = 700$ → 損金700
- 課税繰延額: $(70 \times 0\%) \times 30\% \times 10年間 = 0$
- 実質返戻率: $(770 + 0) \div 700 = 110\%$

生命保険に加入しない場合との比較

- 毎期の利益100、年払保険料70、10年間支払って解約、単純返戻率120%、税率30%
- 保険に加入しない場合
- $100 \times (1 - 30\%) \times 10年 = 700$ (退職金原資) → 損金700
- 最大額の保険料を支払った場合
- 返戻率120% \times 90% = 108% が資産計上割合 (全額資産計上)
- 利益: $100 - (70 \times 0\%) = 100$
- 納税: $100 \times 30\% = 30$
- 解約返戻金: $70 \times 10年間 \times 120\% = 840$ (退職金原資)
- 資産計上額: $70 \times 100\% \times 10年間 = 700$ → 損金700
- 課税繰延額: $(70 \times 0\%) \times 30\% \times 10年間 = 0$
- 実質返戻率: $(840 + 0) \div 700 = 120\%$

返戻率別の比較表(10年間)

最高返戻率	退職金原資 = 解約返戻金	出口での損金額	(実質返戻率)
保険なし	<u>700</u>	<u>700</u>	—
85%	680	480	97%
90%	666	599	95.7%
95%	693	624	99.3%
100%	<u>720</u>	648	103%
105%	<u>747</u>	672	106.6%
110%	<u>770</u>	<u>700</u>	110%
120%	<u>840</u>	<u>700</u>	120%

ドル建終身保険の場合だと

- 解約返戻金: $70 \times 10 \text{年間} \times \text{●\%} = \text{●}$ (退職金原資)
- 120% → 840
- 130% → 910
- 140% → 980
- 150% → 1,050

経営者保証の保全

相続税の軽減	配偶者	適用の可否
生命保険金の非課税金額	相続人	○
	相続放棄	×



☑配偶者は1億6,000万円の死亡保険金をもらっても、相続税0円

87

経理処理例を時系列に並べると

- 経理処理例を時系列に並べた用紙(A3サイズ、3枚)は下記からダウンロードできます。
- <http://www.nobasu.info/20200731/>



88